

戦前期住友の発展過程における土地集積と別子銅山煙害事件

清水みゆき・磯辺俊彦
(園芸経営技術学研究室)

Landed Property and Air Pollution at the Besshi Copper Mine : A Case Study in the Development of Sumitomo.

Miyuki SHIMIZU, Toshihiko ISOBE
(Farm Management Seminar)

ABSTRACT

In this paper we analyzed the landed property of Sumitomo before its monopolistic capital accumulation system had been established. The development of Sumitomo in its early stage was closely related to the air pollution incidence of its Besshi Copper Mine.

We divided the development process of Sumitomo into three periods and analyzed the forms of land accumulation in each period.

At that time agriculture was the most important industry and the owners of land ruled the district. Sumitomo purchased land in the polluted areas in order to suppress protest against air pollution. As a result Sumitomo became not only the biggest land owner but it was also able to integrate the three factors of land, food and manpower.

In addition Sumitomo absorbed the industrial relations system which belong to the landed property. This meant that whilst Sumitomo purchased the land for a high price it received this system for free. It was this system which formed the basis of later developments by Sumitomo.

I. 分析の視点と課題

日本における銅生産は、1880年代半ばの世界的な銅価低落傾向からの脱出を通じて、アメリカと並ぶ生産拡大地域として成長し、1915年には世界第2位の産銅量を占め¹⁾、いわば後進資本主義国としての日本の外貨獲得産業としての重要な位置を持つに至る。当該期には明治維新後、鉱山がそれまでの幕府直轄から官有経営・民間経営へと移行する中で、大小含め数多くの銅山が隆盛を見るが、中でも足尾、別子、小坂、日立の各銅山は「四大銅山」としてその産銅量を誇っていたことは周知のとおりである。しかし他方、これら「四大銅山」は各個別資本(足尾=古河、別子=住友、小坂=藤田、日立=久原²⁾)にしてみれば、負の側面とでもいうべき鉱毒、煙害等の「公害」の歴史を持つことでも共通している。

戦前期におけるこれら「四大銅山の公害」を、社会・経済状況とその公害事件処理に注目しつつ時期区分すると、およそ三期に区分されると考えられる。その時期区分を、本稿で対照とする別子銅山煙害事件と他の三銅山の事件とに分けて整理したのが第1表である。

その各期における事件処理は、第I期においては個別

資本による被害地買収による事件の鎮圧・抹殺、第II期は農商務大臣・警察署長と言った権力の仲介による農鉱双方にとって妥協的な調停、第III期は被害者側・資本側双方の直接的な賠償交渉と除害施設の完備による事件解決となっている。またそれら三期はほぼ第I期が産業資本生成期、第II期が日清・日露両戦争を挟んだ産業資本確立期、第III期は急速なる帝国主義段階への移行期として区分される。

この「四大銅山」中、足尾銅山鉱毒事件は日本の「公害の原点」として、また今日に至るまでその反対運動が

第1表 煙害問題の画期

	住友に即した段階規定	典 型 事 例
第I期	別子銅山煙害事件 (新居浜製錬所時代 : 1893-1904)	足尾銅山煙害事件 : 1882-1902
第II期	別子銅山煙害事件 (四阪島製錬所時代 : 1905-1909)	(足尾銅山鉱毒事件 : 1890-1907) 小坂銅山煙害事件 : 1902-1916
第III期	別子銅山煙害事件 (賠償協議会時代 : 1910-1934)	日立銅山煙害事件 : 1907-1914

継続しているという点においても注目を集め、その事件
 解明や歴史的位置付けをめぐる既に多くの研究成果が
 報告されている³⁾。一方煙害のみに関しては、別子銅山煙
 害事件が各期毎に一定の解決を見ながらも、結局は除害
 設備の完全なる実現まで被害者農民による反対運動が長
 期にわたって継続している点が大きく注目される。

この別子銅山は、その後に財閥を形成するに至る住友
 資本の発展の主要な経営基盤であり、1691(元禄4)年
 の開坑から住友の経営下にあった。明治維新後もその経
 営を引き継ぐ一方で住友は、この米麦穀作地帯である愛
 媛県東予地域一帯を中心に土地集積を行い、田畑のみで
 約600町歩にのぼる土地所有を完成し、愛媛県第一の大
 土地所有者としてそこに「住友王国」を形成するに至る。

かかる住友資本による広範な地域にわたる土地集積
 は、それが銅山内の食糧難に備えた飯米確保を名目とし
 て行われたにせよ(平塚, 1941, p239), 総括的には別稿
 で指摘したように(清水, 1988), 煙害被害地そのものの
 買収によって反対運動の鎮圧を狙うだけでなく、住友が
 当該地域の土地所有を集積することによって地域農民層
 を実質的にその影響下に包摂していくと同時に、その農
 民層からは安価で安定的な労働力を吸収し、しかもその
 小作地からの高率小作料としての飯米が、銅山労働者に
 低価格で供給される仕組み——それは藩制期に幕府より
 払い下げられていた買受米(=銅山内の治安維持のため
 の「安米制度」)の事実上の再版——によって労務管理を
 強化する役割を持つに至るのである。こうして住友は土
 地集積を通じて地元農民層との相互規定関係をベースと
 した人・土地・米という三層循環を持つ、地域に密着し
 た独自の資本蓄積構造を創出し得たといえる。それが住
 友資本の独占資本への急速な成長を条件付けたとするな
 らば、その構造はまさしく日本における資本主義の展開
 過程の問題構造を投影したものであるとして把握できるであ
 る⁴⁾。

われわれの問題関心はまさにこの点に在る。日本資本
 主義の公害問題の史的分析に関わって、その柱に住友の
 銅山業を中心とした資本蓄積の推転過程に於ける公害問
 題の諸「面期」を位置づけ、先の「四大銅山」煙害事件
 を相対化した「型」として統合的に把握することを狙い
 としたい。

そこで本稿では、このわれわれの問題基軸としての別
 子銅山煙害事件が、住友資本の如何なる蓄積構造の展
 開・変質過程のもとで発現し、それが被害者として反対
 運動を担う農民の側に如何なる影響を与えたのか、また
 逆にその運動が住友資本の対応に如何なる影響を与えた
 か、これら諸点の解明を課題とする。

II. 第I期煙害事件

——新居浜製錬所時代——

(1) 煙害発生から反対運動

別子銅山は明治維新後も住友による稼行継続が認めら
 れたが、幕末から維新へかけての産銅量低迷状況を切り
 抜け、輸出市場拡大による需要増に対応するには、幕制
 期から続く原始的な火入採掘法や舊式採鉱法(平塚,
 1941, p291)等の技術革新が急務であった。そこで経営
 の再建と近代化を目的としてフランス人鉱山技師ルイ・
 ラロックが雇用され、ラロックは1874年から2年近くに
 及び別子に滞在し、「別子銅山目論見書」⁵⁾を作成した。そ
 れに基づいて住友は1884年、政府の許可をもってそれま
 での別子山中の製錬所の他に、新たに新居浜浦に洋式溶
 鉱炉の建設を着手した。第2表は別子銅山の産銅量であ
 るが、それまでの低迷状況から、確実に増加傾向に転じ
 ていることがわかり、1880年に比べ、1890年には2倍と
 いう急増ぶりを示している。

かかる産銅量の急増に伴って1981年頃から新居浜製
 錬所付近の金子、新居浜、神郷、高津などの村に煙害に
 よる農作物への被害が現れ始めた。第3表は新居郡金子
 村の米麦収量を示したものであるが、特に1893年からの
 減収が著しい。この年は先の鉱山近代化の一環としての
 鉱山専用鉄道が完成し、立川山の和式製錬所が廃止され、
 新居浜製錬所での生産量の比重が大きくなる年でもあ
 る。1891年の立川銅山併合以降、製錬所の煙のかかる地
 域に限り米麦の減収が現れるという経験から、農民の間
 に煙害に対する反対の動きが現れるのもこの年である。

同年9月4日新居浜村は住友新居浜分店に対して「稲
 作被害原因の現地立会調査」(新居浜市, 1973, p.130)
 を申し入れる一方、金子、新居浜、庄内、新須賀の4ヶ
 村で県庁に被害の陳情を行った。しかしこの現地調査の
 結果、住友は被害原因を煙害ではなく「虫害」(平塚, 1941,
 p396)としたことから、農民側の運動は激しさを増し、
 直接交渉へと移った。

9月25日新居浜村農民約60名が「熔鉱所ノ事業ヲ停
 止スベシ」(平塚, 1941, p396)と新居浜分店に押し寄せ、
 翌26日には新須賀、庄内、金子村農民が、また27日
 には新居浜、金子村農民が交渉を要求したが住友は拒否を
 続け、翌28日は新居浜、金子村両農民数百名が押し寄せ、
 警察の説得によりようやく解散したのであった。住友は
 「所有地小作人を集めて」(平塚, 1941, p396)虫害説を
 説くのであるが、これが却って多数農民の反感を買い10
 月8日、再び警官の出動によりその運動を鎮圧する事態
 となった。10月12日新居浜、金子等6ヶ村は県知事に陳

第2表 別子銅山産銅量

(t)

年 度	全国産銅総計	別子産銅	別子占有率
1880(M13)	4,669	1,010	21.6%
81	4,772	1,024	21.5
82	5,616	1,057	18.8
83	6,775	1,095	16.2
84	8,888	1,150	12.9
85	10,541	1,212	11.5
86	9,774	1,288	13.2
87	11,164	1,449	13.1
88	13,375	1,745	13.0
89	16,254	1,760	10.8
90	18,115	2,026	11.2
91	19,033	2,076	10.9
92	20,727	1,827	8.8
93	18,015	2,361	13.1
94	19,912	2,462	12.4
95	19,111	2,548	13.3
96	20,079	2,946	14.7
97	20,389	3,065	15.0
98	21,024	3,140	14.9
99	24,276	3,902	16.1
1900(M33)	24,317	3,791	15.6
01	27,392	4,810	17.6
02	29,035	4,852	16.7
03	33,187	5,455	16.4
04	32,123	5,011	15.6
05	35,495	3,894	11.0
06	37,432	5,536	14.8
07	38,714	5,423	14.0
08	40,653	5,346	13.2
09	45,841	6,234	13.6
10	49,324	6,561	13.3
11(M44)	53,402	6,692	12.5
12(T 1)	62,422	8,945	14.3
13	66,521	9,289	14.0
14	70,463	10,075	14.3
15	75,416	8,628	11.4
16	100,635	11,196	11.1
17	108,038	10,517	9.7
18	90,341	10,278	11.4
19	78,443	11,081	14.1
20(T 9)	67,792	10,078	14.9

『新居浜産業経済史』1973年、『日本経済統計総覧』より作成。

情し、以後知事の斡旋により住友との交渉が数回行われるが、住友の煙害否認は変わることがなかった。

翌1894年は前年以上の麦作減収となっている。2年連続の麦作被害の深刻さに同年7月3日、新須賀、金子、庄内村の農民は再び新居浜分店に押し寄せたが、警察により阻止され、同19日から20日にかけて数百名が竹槍、

第3表 金子村米麦収量推移(反当)

年 表	米	麦
	石 合	石 合
1887 (M20)	2.500	2.100
88	2.520	2.067
89	2.420	2.233
90	2.350	1.667
91	2.380	1.700
92	2.140	1.867
93	1.180	889
94	1.280	868
95	1.170	682
96	1.180	967
97	1.050	1.000
98	1.400	947
99	920	900
1900 (M33)	900	1.200

菅井益郎「別子銅山煙害事件」1979年
 東京大学社会科学研究所『社会科学研究』
 第29巻第3号より抜粋。

蓆旗を持って押し寄せた。この時警官・農民双方に多数の負傷者を出し、農民28名が検挙された。そして松山地方裁判所においてうち2名が兇徒聚集罪重禁錮三ヵ月、6名が兇徒聚集附和随行罪罰金二円の有罪判決が宣告されたのである(愛媛県商工労働部労政課, 1958, p.99)。

こうした権力による鎮圧以降、農民による直接行動は影を密め、運動は地元地主層を代表とした請願・陳情へと移行している。

1895年1・2月には地主総代による大阪住友本店への共同調査の請願、1897年8月には新居浜村村長・地主らによる大阪鉱山監督署への請願、建議、同12月は愛媛県農会を通じて内務省へ請願、とその運動は直接行動とは違った形で執拗に続けられている。

1893・94年を中心とする農民による大挙直接行動が、地元地主層による請願・陳情運動へと変質したことは、警察権力による運動鎮圧が農民の側に与えた影響の大きさを示すものであると同時に、煙害による農作物への被害が小作料の減免という形で直接地主層の生活に関わってきていたといえる。第4表は高津村の地主の田地8畝4歩の小作料収支を示すものであるが、小作料6斗4升に対してその収穫減に応じて減免(=免引)が行われている。それまで6斗4升であった小作料は1901年には4斗4升の減免により地主取分は2斗と、3分の1以下にまで減収していることは、被害の深刻さが小作人のみならず地主へも多大に影響を及ぼしていることを示す。

また東予地域には従来から「下買」と称する小作人間のの小作権売買の慣行があるが、その価格は1反歩当たり

第4表 高津村における減免事例

年 度	本来の収量	実収量	小作料	減免量	地主取米
	斗 勺	斗 勺	斗 勺	斗 勺	斗 勺
1895(M28)	14.000	8.000	6.400	1.400	5.000
96	〃	7.500	〃	2.400	4.000
97	〃	7.000	〃	2.800	3.600
98	〃	7.000	〃	2.300	4.100
99	〃	8.000	〃	2.800	3.600
1900	〃	5.000	〃	3.000	3.400
01	〃	6.000	〃	4.400	2.000

『新居浜産業経済史』1973年、より作成。

注) 小作地面積は8畝4歩

上田 34～35 円であったものが「現在 (1895 年…筆者) 拾四、五圓以下、或ひは無償にても譲受けむとする者無きに至る」(平塚, 1941, p 400)と半値以下に下落している。無償でも耕作を譲り受ける者が無い耕地は、中下田であるとしても、被害による減収がいかに小作人の耕作意欲を減退させたかを示すものである。

かかる小作農層の耕作意欲減退と、地主層の減免による小作料収入減とが、先の権力による直接行動鎮圧と相俟って、農民の側の運動が次第に地主層主導へとその性格を変えていったといえる。

しかしながらこうした被害地農村の事情の背景には、更に住友の土地集積による影響も大きく作用していたといえる。

(2) 住友の対応と土地集積

第1期における煙害問題に対する住友の対応は、終始煙害否認の態度を貫くものであった。しかし内部的には認知されており(平塚, 1941, pp. 400-401), その解決策として1895年には製錬所の移転を決定している。その場所は新居浜沖約20km瀬戸内海上の無人島である四阪島で、10月に移転計画を発表、11月に四阪島買収が完了した。

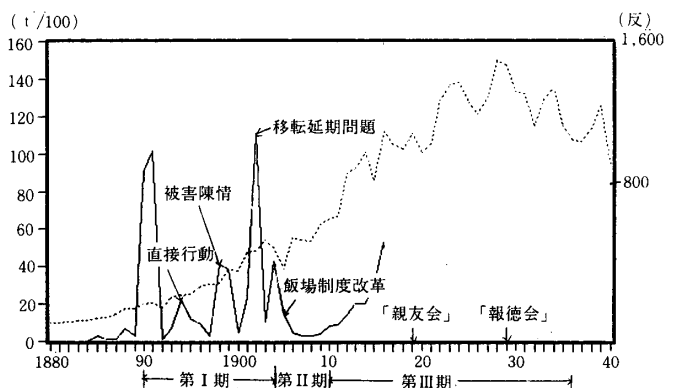
1896年に農商務大臣の建設許可を申請し、同年12月に工事が着手されるが、この申請に際しても住友は「事業上年ヲ逐フテ擴張シ施業用地漸ク狹隘ニ至リ不便不勘」(愛媛県経済部農務課, 1937, p 6)と、その移転理由を事業拡大による用地の狭隘化と不便さにあるとして、あくまで煙害問題を表面化させず、製錬所移転による煙害解決の絶対的な自信すら伺える。しかしこうした解決策を考る一方で、住友は被害地を中心とした土地買収を積極的に進めているのである。

住友の田地買収は食糧難に備えた飯米確保のために1851(嘉永4)年の開墾から始められた。当時住友は幕府へ銅を納めることを条件に幕府から買請米として市価

の半額で米を払い下げられ、それを労働者に支給し、「安米制度」と呼ばれていた。しかし凶作時には安定した確保が困難なことから開墾を始め、維新後1870年の買請米廃止以降、本格的な田畑買収が行われている(平塚, 1941, pp. 137, 289-290)。この「安米制度」は労働者に対して市価の半額支給が定着しており、労務管理の上でも優れた制度としてルイ・ラロックの賞讃を浴びた制度でもある(平塚, 1941, p 319)。1881年には囚人労働の雇用⁶⁾によって労働力を確保するまでに至る労働力不足の当時、住友にとってこの「安米制度」の維持は労働力確保と直結した問題であったといえる⁷⁾。

しかしたとえ飯米確保を目的とした土地集積であったにせよ、それが煙害被害地に特に集中し、且つそれが事件発生年とほぼ重なる点が当該期の住友の土地集積の特徴といえる。第1図は第2表の別子銅山産銅量と住友の田畑購入状況を表したものである。住友は維新後10年までの間に既に399町の田地を集積しているが、この時期の集積は当初の目的に沿った購入の他、事業拡大による用地買収でもあった。その後煙害事件が発生するまでは1890年の鉱山鉄道用地の買収以外、土地集積は停滞的である。しかし第I期煙害事件に当たる1893から1904年は再び土地集積が進行している。特に1893・94年の直接行動の年、次章で触れるが1898年の麦作大被害による被害者農民の大阪鉱山監督署への陳情の年、1901年の四阪島移転延期に対する延期許可撤退の請願・陳情が顕著となる年に、土地集積の進行が著しい。

更に詳しくみるため住友の土地集積を郡別に示したのが第5表である。資料の関係上年代は1884から1896年に限られるが、1890年の土佐郡の鉄道用地買収以外、田地購入はほとんどが新居郡に集中している。畑地に関してもほぼ同様の傾向にあり、それも大規模なまとめ買いとしてではない点は、明らかに土佐郡の場合と異なる性格のものとして良いであろう。しかも先に指摘したよう



第1図 住友の土地集積と別子産銅量

新居浜市編『新居浜産業経済史』1973年及び第2表より作成。

第5表 住友の郡別田畑集中

(町・反・畝)

年 度	宇 摩 郡		新 居 郡		周 桑 郡		土 佐 郡	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
1884(M17)	—	—	—	—	—	—	—	1.6
85	—	1.6	—	2	—	—	1	6.4
86	—	—	—	—	—	—	—	9.7
87	—	—	—	6.6	—	—	—	3.4
88	—	2.4	—	—	—	—	1.1	7.0.0
89	—	—	5.2	1.7.3	—	—	—	4.6
90	—	—	5.6	1.8.5	—	—	88.6.2	—
91	—	6.3.4	—	1.2.8	—	—	—	93.9.9
92	—	—	1.2	2.4	—	—	—	—
93	—	—	4.7.9	2.0.0	—	—	—	—
94	—	—	7.5.6	14.7.5	—	—	—	—
95	—	—	5.4	3.6.2	—	—	1.4	8.0.4
96(M29)	—	—	5.7.8	7.8.8	—	—	—	1.8.1
計	—	6.7.7	19.8.7	28.0.3	—	—	88.8.7	113.4.4

住友林業株式会社「土地建物売渡証」より作成。

に 1893・94 年の新居郡に於ける農民の大挙直接行動の年、及びそれ以降の新居郡での購入面積の急増は、住友の土地集積は単に飯米確保のみならず、被害地買収による反対運動への対応策という性質を持つものとして理解される。また当時鉱業所支配人であった広瀬幸平の自伝『半世物語』においても「彼の烟毒に対する苦情の如きも、近傍に於ける土地所有権の多くは既に我所有に帰し居連なるか故に、是連亦幸に久しからずして穩に事局を結ぶに至るを得へきは、幸平竊に期し且つ信寿る所なりと寿」(広瀬, 1982, p 145)と煙害と土地所有の関係を記している。

しかし住友の小作人は単に小作料を納めるのみならず、鉱業所とも深く関わって生活をしていた事を示すのが第6表である。表は 1902 年当時の住友所有地の小作人と鉱業所との関係を示したものであるが、新居浜村、金子村ともに鉱業所へ勤務する小作人が半数を占めている。

当時の小作農家の状況を見ると、1町歩小作農家の収入は米・麦・雑穀・野菜等を含め年間 150 円 90 銭、小作料が 1 反当り 1 石 8 斗として 1 石当り 4 円 50 銭とすれば 81 円、その他生産費 32 円 74 銭 7 厘とを収入から差し引くと 37 円 15 銭 3 厘、およそ 1 家族 6 人として 1 人当り 1 日 2 銭 7 厘 6 毛の生活費とするならば 224 日分の生活費にしかない⁸⁾。更に次章で算出する 1900 年当時の煙害被害による年間一戸当り減収額 10 円を差し引くと、被害地での収入は 27 円 15 銭 3 厘となり、164 日分の生活費にしかない。残る 201 日分の生活費約 33 円を

第6表 住友小作人の鉱業所関係者数

(人)

	鉱業所関係 別紙明細書人	宅地宛受 商工業者	直接的 関係無し	計
新居浜村	101	8	11	102
金子村	263	57	119	439
高津村	7	—	50	57
神郷村	2	—	24	26
計	373	65	204	642

「鉱業所調査」明治35年住友調査(愛媛県庁所蔵)、より作成。

求めて住友の労働者となることは十分考えられ得る。第7表は 1888 年の住友の銅山稼人及び小使いの月収であるが、最も収入の少ないとされるこれら職種中でも年間 33 円(=月収 2 円 75 銭)に満たないのは極一部であり、小作農家中 1 人が勤務することで一家の赤字は十分解消される事となる。

こうした現金収入を求めての住友への就業は、住友所有地小作人に限らず、当該地域の多くの小作人においても考えらる。それは『愛媛県統計覧要』(愛媛県農会, 1904)から示される新居郡の小作地率が 73.7% (周桑郡 43.2%・越智郡 44.3%), 兼業農家率が 39.8% (周桑郡 24.5%・越智郡 25.8%, 以上 1903 年) というデータからも推察される。住友鉱業所に集中する新居郡を中心とした土地所有は、単に地域農家を小作人化するにとどまらず、その労働力を鉱山もしくは鉱業所へと吸収していく過程でもあり、かかる過程を通じて住友と被害地村落が、土

第7表 別子銅山稼人及び小使の月収

(円)

	上 等	中 等	下 等	
坑 夫	6.0	4.5	3.0	
運 搬 夫	5.0	4.0	3.5	
製 磁 夫	9.0	8.1	6.0	
焼 磁 夫	5.1	4.2	3.6	
炭 焼	3.8	2.9	1.75	
大 工	6.0	5.0	4.0	
日 雇 雑 役	5.0	4.0	3.0	
木 挽	6.0	5.0	4.0	
水 引 夫	4.6	3.6	3.0	
採 石 夫	1.9	1.2	0.6	
製 磁 雑 役	5.1	4.5	3.0	
沈 澱 職 工	3.9	3.3	2.4	
炭 運 搬 夫	3.3	2.35	1.4	
石 工	7.0	6.0	5.0	
柚 夫	7.0	6.0	5.0	
	一 等	二 等	三 等	四 等
小 使	6.0	5.0	4.0	3.0

『愛媛労働運動史』より作成。

地と労働力という相互規定的な関係を持つ事が、第Ⅱ期煙害事件の妥協的な、中途半端な決着への基本的要因となるのである。

即ちこの煙害事件の第Ⅰ期は、住友にとって煙害被害地を中心とした土地買収がその所有地を拡大し、その小作地からの小作米を労務管理・労働力確保としての役割を持つ「安米制度」として労働者に供給する一方、その小作農家層の労働力を鉱山・鉱業所労働力として吸収していくという三層の循環構造を持った独自の資本蓄積構造を創り得た時期であった。

この1891年から四阪島移転の1904年は、日清戦争を挟んで日本が産業資本確立期へ向かう過程である。資本家がそれまでの原始的生産様式から技術革新を通じて資本制生産様式——即ち資本による賃労働支配——を確立していく過程である。かかる過程に於て産銅業が外貨獲得産業として位置付けられる時代状況は、まさに当該期の「公害」が煙害・鉱毒に代表されるという歴史的位置を示すといえる。そして住友資本のその賃労働支配は、外貨獲得産業という社会的要請と技術革新による産銅量増加によって生み出された煙害を期として、一層強化されたという点に特徴を見るのである。

Ⅲ. 第Ⅱ期煙害事件

——四阪島製錬所時代——

(1) 煙害拡大と反対運動

1896年に着工された四阪島製錬所は1904年に試験操業、1905年から本格操業が始まる。この間、別子銅山では1897年の大水害によって山中に死者513人を出し、設備も大部分が崩壊するという惨事や、1898年の麦作大被害時に被害者農民らの陳情により大阪鉱山監督署から、四阪島移転実施までの対応策として10項目の煙害予防工事を命ぜられる⁹⁾など、住友にとっては経営的に極めて困難な時期にあった。その一方で住友は1901年に四阪島の設計変更を理由に移転延期の許可を申請し、これが監督署より許可されたため、この問題をめぐって農民の間に再び請願行動が展開されるという経緯をたどる¹⁰⁾。

こうした内外の問題を一挙に解決するものとして1904年、四阪島での試験操業が始まるのであるが、煙害解決を目的としたその移転の年の秋、早くも越智郡宮窪村に再び煙害が認められ、やがてこの新居浜沖海上約20kmほどにある四阪島製錬所は、海陸の風向によって却ってその被害を新居・宇摩・周桑・越智の四郡にわたって拡大することとなるのである。

四阪島への移転に伴う産銅量の落込みも1906年には回復し、次第に増加傾向を示すが(第1図)、同時にこの年から煙害による農作物への被害が顕著となる。この年周桑郡に「煙害調査会」(新居浜市、1973, p186)が設置され、越智郡では県庁・大阪鉱山監督署・知事らに対し被害についての上申書・嘆願書などを提出する一方、県農会技師岡田温に被害の原因調査を依頼した。岡田は同年11月「本年度ニ於ル越智周桑両郡ニ突然現出シタル稲作被害ノ直接原因ハ四阪島ノ煤烟ナリ」という『煙害調査書』¹¹⁾を提出し、近年の農作物の減収が住友の四阪島製錬所の煙害を原因としていることを実証分析している。

1907年には県にも「愛媛県鉱毒調査会」が設置され、翌1908年この県調査会の斡旋により住友、県調査会、農民代表による合同調査が協議されたのであるが、この際も住友は第Ⅰ期同様煙害は認めず、被害原因は独自に調査中としながら「製錬所ヲ四阪島ニ移転シタルハ政府ノ命令ニシテ……(中略)……若シ煙害ニシテ農民ニ禍スルトモ鉱業主ノ関知スル處ニアラズシテ移転ヲ命ジタル政府ノ責ニ帰スルベキモノナリ」(愛媛県経済部農務課、1937, p57)とし、仮に煙害があつとしても、その責任は移転を命じた政府にあるとして、その責を転化している。しかし住友は1905年に周桑郡桜井村に硫煙試験場を設置しており(平塚、1941, p46)、また第Ⅰ期での経験からも内部的には既に煙害は確認していたといえる。

にもかかわらず煙害否認の態度を貫こうとするこうした住友の対応に対し、同年8月農民側の運動は激しさを

第8表 被害地三郡の被害人口、戸数、面積

	人 口	戸 数	田 地	畑 地	山 林	被 害 率 (%)	
	人	戸	町	町	町	田 地	畑 地
越 智 郡	97,781	18,169	4,187.2	2,267.5	6,678.0	69.8	43.4
周 桑 郡	34,764	6,350	2,540.5	433.8	342.5	62.1	12.9
新 居 郡	33,749	6,250	2,452.3	690.1	—	57.8	18.7
計	166,294	30,769	9,180.0	3,391.4	7,020.5	63.2	25.0

「四阪島煙害調査要項」（東予市中央公民館所蔵）『愛媛県農事統計覧要』1907年，より作成。

注）被害率は1907年の田畑面積で換算。

増し、越智郡では8月22日県知事の要請で現地視察にきていた住友の一行の旅館を包囲し、別宮南光坊の農民大会に住友の中田理事を列席させて問題を追及した。大会後も解散しない農民鎮圧のため警官が出動し、結局視察は中止となり、同25日農民約5千人が今治海岸にて大会を開き「越智郡煙害調査会」を改め「越智郡煙害除害同盟会」を結成した¹²⁾。

一方周桑郡でも8月26日数千人の農民が大明神川で農民大会を開き、大会後農民は「今より依頼心を一掃し被害者一同自ら面談質問応答自決の外無しと自覚し断然被害者全部一挙に鉱業所に押寄せ為す所あらん」（一色，1926，p 27）と、数十台の荷台に食糧・薪炭を積んで新居浜の住友鉱業所へと直接行動を計ったのである。

この直接交渉は不成功に終わるが、以後町村長・各郡調査会を先頭として貴衆両院や政府・県への公正な被害調査の請願を求め、同年10月被害地四郡の農民・住友・県農会・農商務省の間で坪刈りによる正式調査が決定するに至り、住友も事態を認識し損害賠償について被害調査の結果「問題の解決を計む」（平塚，1941，p 465）とした。

この運動は新居・宇摩・周桑・越智と四郡にわたるが、特にその被害は越智・周桑・新居郡の順で深刻であったことは第8表の田畑被害面積率から伺える。その被害戸数は3万戸を超え、被害田畑は1万2千歩にのぼる。この『四阪島調査要項』¹³⁾では宇摩郡の記載はないが、賠償交渉に参加していることから宇摩郡での被害も確実で、だとすればこの数字が更に大きくなることとなる。

この被害を米麦に限ってその面積、減収量を見たのが第9表である。この減収分を各年度の平均相場¹⁴⁾によってその被害総額を算出すると、1905年が22万8337円、06年が32万2326円、07年が34万7010円、08年が36万9263円となり米麦被害総額は126万6936円で、これを第8表の被害農家戸数で割ると一戸当たり約41円である。1年当りにすれば約10円であるが、米麦のみの換算である点、また山林への被害面積等を考慮しても物心両面にわたる被害農家の打撃は、この数字を遙かに上回っ

ていたと思われる。特にその被害面積が大きい越智・周桑両郡の農民による一連の直接行動はその現れであり、この二郡における運動の高揚が住友の煙害認知へと、問題の新たな展開を拓いていったといえる。

こうして問題がその被害調査に焦点が絞られ、農商務省も1909年から正式な稲作坪刈調査を実施するにつれ、運動は請願・陳情・調査へと移行していく。

1909年1月越智・周桑・新居郡から貴衆両院に対し「煙害救済ノ儀ニ付請願」¹⁵⁾が提出され、同年3月の第二十五議会衆議院で「鑛煙毒被害ニ関スル質問書」¹⁶⁾「別子千原両鑛山煙害ニ関スル質問書」¹⁷⁾の提出及び演説が行われた。こうした経緯から県選出代議士等の斡旋により、4月に尾道に於て住友と被害農民代表との初めての協議会が行われた。しかし農民側の損害賠償支払い・除害設備による煙害解決という要求に対し、「損害額ハ明確ニ計算シ得ベキモノニアラザレバ、損害賠償方法ヲ以テ之ガ処置ヲナサンヨリ農事ノ改良奨励等ノ資本ヲ供シ」[除外方法ニ付テハ熱心ニ研究シ居リ]（鈴木，1961，p 101）と、損害賠償は農事奨励金として支払うこと、除外は研究中であると主張する住友との間に、協定不成立のままに無期休会となった。

農民代表は直ちに上京し農商務大臣に上申・嘆願、7月には周桑郡調査会代表が住友に対し書状を提出、越智郡同盟会は上京し鉱主自身の現地視察を要請、12月には愛媛県農会で全会一致を以て内務大臣に対する「煙害救済陳情建議案」（平塚，1941，p 470）が可決された。更に翌1910年1月周桑郡は再び貴衆両院に対し「煙害救済ノ議ニ付請願」（一色，1926，pp. 296-298）を提出し「精錬場ノ移轉若クハ完全ナル除害」「損害ノ賠償」「鑛業法ノ改正」「米麦作成育開花期前後ノ精錬事業ノ休止若クハ縮小」の四項目を要求した。

こうしてその問題が社会的にも注目を浴びる中、同年新たに事態収拾の命を受けて¹⁸⁾伊沢多喜男が県知事に就任し、調停の準備に乗り出した。同年8月四郡の被害町村に対して煙害問題解決のための代表者選出と、その代表者は予め「①委任は無条件、②賠償金算出基礎は農

第9表 越智・周桑・新居三郡の米麦減収量

		米			麦		
		面 積	減 収 量	反 当 り 減収量	面 積	減 収 量	反 当 り 減収量
1905 (M38)	激 甚 地	町 1,728.2	石 5,469.75	斗 3.16	町 2,445.5	石 8,253.56	斗 3.37
	中 等 地	558.1	824.31	1.48	1,182.0	1,914.84	1.62
	軽 微 地	3,311.4	2,794.92	0.84	2,696.0	1,819.80	0.68
	計	5,597.7	9,088.98	1.62	6,323.5	11,988.20	1.90
1906	激 甚 地	2,216.7	8,698.33	3.92	2,621.4	3,587.71	3.28
	中 等 地	2,687.9	5,273.66	1.96	1,432.0	2,165.18	1.51
	軽 微 地	1,704.0	1,857.36	1.09	2,468.5	1,866.19	0.76
	計	6,608.6	15,829.35	2.40	6,521.9	12,619.08	1.93
1907	激 甚 地	2,560.1	8,191.68	3.20	2,587.4	7,399.96	2.86
	中 等 地	2,775.9	5,129.86	1.85	1,404.0	2,165.18	1.43
	軽 微 地	1,876.9	2,167.82	1.16	2,558.5	2,328.24	0.91
	計	7,212.9	15,489.36	2.15	6,549.9	11,735.92	1.79
1908	激 甚 地	2,161.8	9,425.45	4.36	2,687.4	9,650.45	3.59
	中 等 地	2,295.2	4,700.43	2.05	1,542.0	2,666.12	1.73
	軽 微 地	4,068.5	2,660.79	0.65	2,308.6	2,149.31	0.93
	計	8,525.5	16,786.67	1.97	6,538.0	14,465.88	2.21

愛媛県経済部農務課『別子銅山煙害問題ノ経過』1973年，より作成。

注)被害地分けは，1905年が激甚地1割5分・中等地7分・軽微地4分，以下1906年1割8分・9分・5分，1907年1割8分・8分・5分，1908年2割・8分・3分の減収が基準とされる。

商務省の調査による，③調査標準に対する意見の一致を欠く場合は総ての協定条件を農商務大臣または知事の裁定を仰ぐ，④賠償金は分配せず農事改良費にする，⑤運動の費用は賠償金から支出する」(愛媛県経済部農務課，1937, pp. 137-138) 事を承諾しておく旨の覚書を示した。10月各町村の希望を添えてこの覚書が四郡に承認されると，伊沢は住友の意見と併せて農商務大臣に報告した。

これを受けて農商務大臣大浦兼武は，被害地四郡と四阪島の現地を視察し，その帰京後10月25日，農商務大臣官邸に住友と農民代表を招き，ここに知事を座長とした第1回煙害賠償契約協議会が開かれた。

こうして第II期煙害事件は，農商務大臣の仲介を以て後にみるような一応の事件解決に至るのであるが，この第II期における運動にも第I期におけると同様の，農民による大挙直接行動から陳情・請願への移行が見られる。しかし第I期における農民の直接行動は，事件全体を新たな局面へと展開させるに至る以前に，住友による土地買収と警察権力とによって内部的にも，また外部からも鎮圧されていった。これに対し第II期においてはそれが住友による煙害認知という社会状況を創り出した点，また第I期の鎮圧による運動の主導層の変化に対し，第II期は住友の煙害認知後の問題の焦点が，損害賠償と除害研究に絞られたため，その基準となるべく調査に主眼が

おかれるという状況が，問題解決そのものが直接行動を必要としなくなる段階であったという点において，第I期と第II期の運動の意味合いが大きく異なるのである。

また地元地主・町村長は各郡調査会や同盟会を運動の初期の段階で結成しており，反対運動の指導層として早くから位置していたといえるが，被害が第I期よりはるかに拡大して四郡に及ぶという以上，その運動の足並みは必ずしも一様ではない¹⁹⁾。しかし被害調査・各種集会等の町村単位での運動が先ず整うことが，四郡全体への運動には不可欠であったし，その支出も各町村財政によって賄われる必要上²⁰⁾，町村長といった指導層の存在を抜きにして運動を継続していくことは不可能であった。

しかし除害が実施されない限り，その被害は減少する事なく続き，地主よりも一層直接的に被害を受ける小作層たちは，直接行動後ただその運動を指導層に任せていたわけではなく，減免もしくは小作権返上という地主・小作間の対立が争われていたのである²¹⁾。

こうして第II期における反対運動は地域的にも広範化すると同時に，内部的には地主・小作間の階級対立を深化させながら繰り広げられていったのである。

(2) 住友の対応と第II期事件処理

第II期煙害事件においても当初は住友の煙害否認の態

度に変わりはなかった。しかし農会より被害原因が煙害にあるとされ、農民の運動が4郡4町36ヶ村に及ぶとともに、問題が国政レベルで取り上げられるに至り、ようやく煙害認知となる。この点が第Ⅰ期における住友の対応と大きく異なる点であり、これによって第Ⅱ期煙害事件は農商務大臣の調停による煙害賠償協議会という、第Ⅰ期とは対照的な事件処理を見るのである。

この煙害認知までの住友の運動に対する直接の対応は、第Ⅰ期同様警察の出動による鎮圧に負うところが大きであった。煙害を内部的には認めながらも、その責任を政府に転嫁したり、その認知後も賠償金の名目を農事改良費とすることを主張するなど、住友自身による積極的な解決策はなんら認められないといつてよい。唯一その除害設備を完了するための研究だけが、秘密裡に行われていたにすぎない(平塚, 1941, p 463)。

更に前出した第4表より当時の住友の土地集積という側面からも検討してみる。第Ⅱ期にあたる1904～1910年の土地買収はその前後に比べほとんど行われていない。住友にしてみれば農商務大臣の「斯ノ如ク被害地ヲ買ウテ呉レバ誠ニ世話ガナイ、一郡デモ二郡デモ皆鑛業者ガ買ウテ呉レタラ誠ニ世話ガナイ」(米丸, 1935, p 515)という言葉に代弁されるように、その経営採算上可能であるならば、被害地全ての買収を行ったかも知れない。しかし四郡にわたる被害面積1万2千町歩以上(田畑のみ)の被害地買収は、もはや住友資本にとって不可能であった。

またこの時期は内部的にも飯場制度の改革、暴動の発生、鉦内近代化による労働者解雇等、労働者への対応にも迫られていた時期である。第1図の産銅量もこの1904～1910年は製錬所移転に伴う落込み回復後の伸びが停滞的である。この間には坑夫の手工的な熟練に依存していた採鉦作業に機械技術が導入され、その導入技術による作業をどう組織化していくかという問題に直面していたのである。そこでそれまで飯場頭の下で請負頭を単位として坑夫募集・作業請負い・賃銀管理をしていた飯場制度を改革し²²⁾、住友自らの管理下に坑夫を統括する必要が生じたのである。

しかしそれまで賃銀の中間的搾取が可能であった請負頭の改革への反発・扇動から生じた坑夫の暴動や、労働者解雇等に対応しながらの近代化へのこの時期は、住友にとってはその経営の外延的拡大というより、経営内部の改革による賃労働支配の強化という段階であったといえる。それは第10表にみるように1906年まで増加傾向にあった坑夫数が、産銅量は減少させずに1908年には減少に転じている事実からもいえるのである。

次に被害地域に関して1907年の資料(愛媛県商工労働

第10表 別子銅山の鉦夫数

(人)

	1888	1906	1908	1917
坑 夫	452	920	768	376
支 柱 夫		6	90	76
選 鉦 夫	190	231	169	94
製 煉 夫	1,303	490	641	711
運 搬 夫	556	1,812	1,482	1,281
工 作 夫				552
機 械 夫	105			313
職 工	24	205	216	—
雑 役 夫	70	328	111	199
合 計	2,700	3,992	3,477	3,602

武田晴人『日本産銅業史』1987, より作成。

部労政課, pp.417-425)から四郡の主な工場数を見ると宇摩19, 新居26(住友関連会社除く), 周桑3, 越智54である。宇摩は製紙・綿関連工場が主で、新居は精米・醸造、越智は綿ネル工場がその大部分を占める。また『愛媛県農事統計覧要』(愛媛県農会, 1908)から各郡の重要産物をみると、宇摩は紙・木綿・清酒・新居は製銅・清酒、周桑は紙・清酒・白木綿、越智は木綿・瓦・食藍等であり、新居郡は食糧関係以外に特に産物を持たないことが、さきの保有工場の性格からもいえる。また宇摩・周桑両郡は桑園面積が5～6町歩あり、繭産額も宇摩475石、周桑552石と新居・越智両郡の300石を大きく上回る。

かかる数値から宇摩郡は製紙・養蚕、周桑郡は養蚕、越智郡は木綿というように、各郡の産業の特徴が示されるが、それが新居郡においては古くからの製銅の他には零細な清酒・精米といった住友労働者を対象とした生活物資調達的な商家の存在が特徴的にみられるのである。

製紙・綿織物・製糸といった地場の原料に立脚する在来型の地場資本を形成していった越智・周桑・宇摩三郡と、住友資本の独占的な蓄積構造下で地域経済を形成していった新居郡との、住友資本との関わり方の相違は明かであろう。その時、煙害反対運動の主体が越智・周桑両郡であった点、それが故に住友の対応が煙害認知へと変化した点に、この第Ⅱ期煙害事件の特徴を見ることができる。

かかる農商務大臣の仲介による調停という第Ⅰ期とは対照的なこの事件処理は、日露戦争後、日本の産業資本確立期から帝国主義段階への移行期において、兵隊や工場労働者の供給源であると同時に、国家の財政源でもある農村と、経済発展的要請からもその資本制生産様式の強化の下で生産量を増大させねばならない資本との間に立つ国家の「農鉦併進」²³⁾の妥協的対応でしかなく、そ

れが故に問題は先のばしされるのである。

IV. 第Ⅲ期煙害問題 ——賠償契約協議会の継続——

(1) 第1回協議会とその後

1910年10月25日から開かれた第1回煙害賠償契約協議会は、第11表に示すように住友・農民双方の提出した賠償金額の差が大きく、11月8日まで協議を重ねた結果、事前の覚書どおり農商務大臣の裁定を仰ぐこととなり、翌日同表にみる大臣裁定額を双方が承認し、第1回協議会は終了した。

その契約内容は、①1910年以前の農作物・林木の被害に対して33万9千円、1911年から3年間は7万7千円を支払うこと、②年間採鋁量を最高5500万貫とする、③除害設備による亜硫酸ガスの減少に応じた賠償金の通減、④製錬鋁量の減少に応じた賠償金の通減、⑤米麦の生育主要期に於て各40日間、1日の精錬鋁量を10万貫に制限し、そのうち10日間は溶鋁炉の作業を全部休止すること、⑥契約期間は3年とする、という6条よりなる(米丸、1935, pp.156-158)。

かかる住友にとっての鋁量制限という枠は、その経営的發展を阻害するものであるが故に、完全なる除害設備の研究に拍車をかけるのであるが、それが実現されない限り煙害は続き、また鋁量制限が解かれないという国家の「農鋁併進」は、正に農民・住友双方の妥協の上に成り立っていた。

しかしそれが妥協の産物なるが故に、第1回協議会以降完全なる除害設備実現の1939年まで、この鋁量制限と賠償金額をめぐる11回の協議会が開かれることとなり、被害農民の側の運動はこの協議会を軸として継続されることとなる。

被害町村に分配された賠償金は農民には直接配分せず、全額を「農林業改良奨励基金」(新居浜市、1973, p 194)として各町村が蓄積した。この基金は特別会計であり、しかも指定された範囲内で町村が農林業改良のため支出するか、または原則として産業組合・水利組合・耕地整理組合、肥料共同購入組合及び森林組合に限り利子付きで貸出することが、県の「農林業改良奨励監督規定」²⁴⁾によって定められていた。この規約は原則として第11回協議会まで継続した。第12表はその全11回の契約内容である。賠償金の他に第2回より農林業奨励寄付金、第4回より風致勝地保存寄付金の項目が加えられている。この寄付金は第2回協議会で住友が賠償金名義の支払い金の増額を認めなかった代わりとして設けられたものである。支払い金額の増額は、住友としては鋁量増加の見返

第11表 第1回協議会における損害賠償金額
(円)

	被害者要求額	住友提案額	大臣裁定数
既往6年	109,656,128	173,007,000	339,000,000
将来3年	338,685,132	149,844,586	231,000,000
計	1,048,341,268	322,851,586	500,000,000

一色耕平『愛媛県東予煙害史』周桑郡煙害調査会、1926年、より作成。

りを期待して住友から提案されたものであり(新居浜市、1973, p 194)、事実採鋁量限度は引き上げられていくが、第3回協議会に於いて住友が賠償金は東予一帯の農事改良に役立っているとしたことから、この寄付金は農民の側から増額を要求されるものとなっていったのである²⁵⁾。以降第4回協議会では特別寄付金として風致勝地保存寄付金、第6回ではこの項目に思想善導を設けるなど様々な形で寄付金が増加される。しかしこれは単に農事改良のみでなく、住友の「尚米騒動ノアリマシタコトモ考慮ニ入レテノコト」(東予市中央公民館蔵²⁶⁾, p 1216)という言葉にあるように、当時頻発していた地主小作人間の対立・争議や米騒動などの発生から、農村の秩序維持を図る上でも役立っていたと思われる。

こうして住友が鋁量制限を少しでも緩和させようと、その支払い金額を増加させていくという対応は、運動の側にも大きな意味を持っていたのである。

新居郡のうち新居浜・金子・高津・垣生・多喜浜・神郷・中萩・大生院の8町村は第1回協議会から、船木・泉川村は第2回から、大島・角野村は第3回から被害地として認定され、東新11町村として「東予四郡煙害賠償契約連合会」(新居浜市、1973, p 198)と行動を共にしていた。しかし1925年、第I期からの被害地であった新居郡東部11町村で構成するこの東新煙害調査会は委員会を開き、連合会を脱退して住友とは単独に交渉することとし、第6回協議会には参加しないことを決議した(新居浜市、1973, p 198)。この回は知事らの説得により四郡と行動を共にし、1928年の第7回から脱退している。

同年9月14日付で出された「四阪島煙害事件交渉団体脱退声明書」(新居浜市、1973, p 198)にその理由が3点挙げられる。①既に契約更新回数に及び協定を維持すること20年、賠償問題は「妥協ノ精神ヲ以テ容易ニ之ヲ解決スルヲ得ヘク」敢えて団体交渉の必要はなく、②被害調査は農商務省及び県の調査を信頼し、被害者としては「何等容象スルノ余地」はなく、③「東新十箇町村(角野村は単独の声明文…筆者)ハ住友別子鋁山株式会社ト社会的並ニ経済的ニ特殊関係ノ位置ニ在リ、近来会社ハ奉仕的精神ヲ以テ事業計画ヲ樹立シ、地方ノ発展ニ資スル

コト鮮カラス。地方ト会社ハ益々親善ノ度ヲ加ヘツツアリ。故ニ単ナル煙害事件ノ為メ他ノ四郡町村ト連衡シテ会社ニ対抗スルコトハ公的情義ニ於テ忍フ能ハサル」。

こうして第Ⅰ期煙害事件から闘い続けた新居郡は、その四郡による運動から脱退したのである。以後住友はこの東新11町村に対して農林業奨励金の名目で、毎年

5,500円を寄付している。

運動そのものは1939年の中和工場建設のこの年、煙害の除害設備完了の実現を以て、第11回協議会を最後に連合会が解散し、ここに製錬所に関する煙害問題は解決したといえる。

第12表 煙害賠償契約協議会一覧

契約回数 成立年月	契約期間	鉦 業 主 支 払 金				鉦 量 制 限		備 考
		賠償金	農林業奨励寄附金	特 別 寄附金	計	鉦量限度	米麦重要時期の制限	
第1回 1910.11.9	自1910.11.9 至1913.12.31	年 円 77,000	年 円	年 円	年 円 77,000	年 万貫 5,500	各40日間は1日10万貫、 その内各10日間は休炉	①締結前の損害償として、339,000円を別に支払う ②鉦量5分の1以上減少の場合、賠償金はその率に応じて減ずる
第2回 1913.12.24	自1914.1.1 至同12.31 自1915.1.1 至同12.31	77,000	1914年分 18,500 1915年分 70,000		95,000 144,000	7,000 無制限	同上	①賠償金は鉦量6,500万貫を基準とし、それを超過する場合は、同率で増加する ②第1回の②と同
第3回 1916.7.24	自1916.1.1 至1918.12.31	100,000	83,333		183,333	8,500	同上	第1回の②と同
第4回 1919.8.1	自1919.1.1 至1921.12.31	150,000	100,000	10,000	350,000	9,600	同上	同上
第5回 1922.4.15	自1922.1.1 至1924.12.31	120,000	100,000	100,000	320,000	9,600	同上	同上
第6回 1925.7.4	自1925.1.1 至1927.12.31	70,000	110,000	100,000	280,000	8,900	同上	賠償金は焼鉦量6,000万貫まで70,000円、超過鉦量1,000万貫に付11,500円の割合で増加するが、鉦量が減少しても減額せず
第7回 1928.10.10	自1928.1.1 至1929.12.31	70,000	103,000	93,000	266,000	7,600	各40日間は1日11万貫、 その内各10日間は休炉	同上
第8回 1930.11.22	自1930.1.1 至1932.12.31	備考参照	75,000	75,000		5,500	各40日間は1日10万貫、 その内各10日間は休炉	①賠償金は鉦量1,000万貫について、11,500円の割合で支払う ②但し、1930、31年は鉦量のいかにかわらず50,000円を下らないものとする
第9回 1933.10.27	自1933.1.1 至1935.12.31	同上	72,000	67,000		硫黄量 750	各40日間は硫黄量1日 2万貫以内、その内各10 日間は休炉	賠償金は硫黄量100万貫について9,000円の割合で支払う
第10回 1937.3.23	自1936.1.1 至1939.12.31	同上	70,000	67,000		硫黄量 600	各40日間は硫黄量1日 1万6,000貫以内、その 内各10日間は休炉	賠償金は硫黄量100万貫について4,500円の割合で支払う

【四阪島煙害賠償協議会会議録】(下)1041頁付表、及び各回契約書より作成。

注)1. 奨励寄附金、特別寄附金は契約の全期間に対する金額として定めているが、便宜上1ヵ年当りに換算してある。

2. 鉦量は普通生鉦を基準として算定。

3. 第7回契約ではペテルゼン式硫酸製造開始後、焼結炉の排煙が無害と判定されれば、焼結炉の処理鉦量は制限外とする規定があるが、調査完結せず。

4. 特別寄附金は、風致・勝地の保存並に社会公益の増進(第4回以降)、思想善導(第6回以降)を目的とした寄附金。

5. 第11回契約(1939.12.14)では、一時金として農民側に100,000円、県に65,000円(2ヵ年)を寄附する。なお住友は1928年に煙害除害同盟会を脱退した新居郡東部11ヵ町村に対しては以後、年5,590円を寄附しており、1933年に脱退した同郡西部7ヵ町村と越智郡宮窪町に対しては1940年にそれぞれ90,000円、30,000円を寄附した(平塚, 1941, p 511)。

(2) 住友資本の発展過程

ここで住友の四阪島製錬所完成以降の経営的發展を見ると、1912年の住友銀行の株式会社への改組・第十一銀行の買収(1913年)、1925年の住友信託銀行の設立といった金融業の拡張の他、新居浜を基盤として1912年住友肥料製造所(住友化学の前身)、同年新居浜製作所(住友機械の前身)、1919年土佐吉野川水力発電所(住友共電の前身)などの三社設立が行われている。こうした金融業と鉱山関連産業との発展は、住友の財閥形成への基礎過程ともいえるが、新居浜を中心とする三社形成は、その新居浜における住友の影響力を一層推し進めるものであったといえる。

第13表は四郡の自小作地面積であるが、新居郡の小作地率の高さは他の三郡のそれを遙かに上回っている。今これを第1図の住友の土地集積に重ねてみた場合、第三期に入って再び進行する土地集積と、新居・宇摩両郡の小作地の増加がほぼ同時期にあたることがわかる。そのうち宇摩郡の場合は全体の面積も増加しているが、新居郡はほぼ全体の面積を変えずに小作地が増加している点には、住友の土地集積による小作地増加を意味しているといえる。また第14表は四郡の専業別農家数であるが、ここでも新居郡の兼業農家率の高さは際立っている。住友三社形成後の新居郡は、総戸数に占める総農家数割合が最も減少しており、総戸数にはほとんど変化がみられ

第13表 被害地四郡の自小作地面積(田畑含む)

()内=%

		宇 摩 郡	新 居 郡	周 桑 郡	越 智 郡
		町	町	町	町
1903 (M36)	自作地	2,558.5600(32.8)	1,836.0110(26.3)	4,263.5801(56.8)	6,135.4809(55.2)
	小作地	5,237.4803(67.2)	5,214.4316(73.7)	3,247.5809(43.2)	4,974.6421(44.8)
	総面積	7,796.0403(100.0)	6,978.4426(100.0)	7,511.1610(100.0)	11,110.1300(100.0)
1907 (M40)	自作地	2,790.8517(43.5)	1,836.0110(27.5)	3,602.3214(48.2)	5,957.7000(53.9)
	小作地	3,629.5225(56.5)	4,984.0902(72.5)	3,864.6304(51.8)	4,099.1000(46.1)
	総面積	6,420.3812(100.0)	6,877.8523(100.0)	7,466.9518(100.0)	11,056.8000(100.0)
1912 (T1)	自作地	3,538.6200(49.3)	1,498.7312(21.7)	4,619.4616(56.0)	6,188.2821(54.7)
	小作地	3,641.0000(50.7)	5,396.4219(78.3)	3,634.7908(44.0)	5,120.0800(45.3)
	総面積	7,179.6200(100.0)	6,895.1601(100.0)	8,254.2524(100.0)	11,308.3621(100.0)
1916 (T5)	自作地	3,142.1928(43.2)	1,420.3314(20.7)	3,696.8327(50.1)	6,097.8428(53.7)
	小作地	4,136.6113(56.8)	5,441.3128(79.3)	3,684.5519(49.9)	5,264.0809(46.3)
	総面積	7,278.8111(100.0)	6,861.6512(100.0)	7,381.3916(100.0)	11,361.9307(100.0)
1921 (T10)	自作地	3,404.8607(46.7)	1,377.6408(20.4)	3,598.1219(49.5)	6,104.2907(55.6)
	小作地	3,879.8306(53.3)	5,378.3726(79.6)	3,676.7427(50.5)	4,868.4306(44.4)
	総面積	6,284.6913(100.0)	6,756.0204(100.0)	7,274.8716(100.0)	10,972.7213(100.0)

愛媛県農会「愛媛県農事統計要覧」,より作成。

第14表 被害地四郡の専業別農家数

(戸)

1907(M40)年					1921(T10)年			
	総戸数	総農家数	専 業	兼 業	総戸数	総農家数	専 業	兼 業
宇 摩 郡	13,673	8,643 (63.2)	6,403 (74.1)	2,240 (25.9)	12,617	8,032 (63.7)	4,485 (55.8)	3,546 (44.2)
新 居 郡	14,998	9,125 (60.8)	5,857 (64.2)	3,268 (35.8)	14,999	8,234 (54.9)	4,411 (53.6)	3,823 (46.4)
周 桑 郡	9,263	6,790 (73.3)	5,016 (73.9)	1,774 (26.1)	8,943	6,418 (71.8)	3,936 (61.3)	2,482 (38.7)
越 智 郡	29,147	19,879 (68.2)	15,132 (76.1)	4,747 (23.9)	30,819	17,783 (57.7)	10,824 (60.8)	6,959 (39.2)

愛媛県農会「愛媛県農事統計要覧」,より作成。

注)総農家数の()内は、総戸数に占める農家数割合。

専業・兼業の()内は、総農家数に占める専業別割合。

ないことから、自作農家の減少、兼業農家の増加と同時に、恒常勤務による離農が進んだといえる。これは今治の発展により多くの工場進出を見る越智郡に於いても同様の傾向がみられるが、越智郡では総戸数も増加していることから、他の地域からの労働力流入を意味するといえ、新居郡との違いが認められる。

こうした総戸数の増加がほとんど見られずに離農が進行し、兼業農家も増加していることは、おそらく新居郡内の労働力がその住友の経営的拡大によって吸収されていった故といえるであろう。再び開始される土地集積も、この新会社設立を目的とした用地買収の意味合いを持つといえる。

一方で住友は1917年の米騒動の際には、新居浜で米の廉売を行ったり、1919年には労働者の統括を目的として「親友会」²⁶⁾を、1929年には住友小作人の統括のため「報徳会」²⁷⁾を組織するなど、益々その影響力を強めていくのである。

住友の四阪島移転後の財閥形成へのかかる推転過程において、住友の発展は自らの発展に資するとした新居郡は、1928年に四郡の連合会を脱退するのであるが、それは新居郡を中心とした住友の土地集積、それに伴う労働力の吸収、さらに政治的支配の深化に至る独自の資本蓄積構造の完成を物語るものであった。

V. 小 括

これまで第Ⅰ期から第Ⅲ期の煙害事件の処理区分から、被害地農民の反対運動、それに対する住友の対応とその影響についてみてきたが、それは正に日本資本主義の産業資本生成期から確立期、帝国主義段階への移行という歴史的段階に規定された、住友資本の発展過程であり、それに対する被害地村落の構造的変質過程でもあった。

その被害の拡大によって第Ⅰ期の局地的な運動は、第Ⅱ期には広範な四郡の農民に拡大して担われていくのであるが、第Ⅰ期ではそれが局地的であったがゆえに土地買収²⁸⁾と労働力吸収が可能であり、住友は煙害を否認しつつ新居郡内では影響力を持ち得たのである。しかし第Ⅱ期ではそれが及ばぬ地域までをも含んだ運動であり、且つその地域こそがかかる運動の主体であった以上、住友は煙害認知へと対応せざるを得なかった。

しかしその第Ⅱ期に於ける事件が国政レベルで問題とされ、その処理に国家権力が介入したという点で、問題は妥協の産物と化したのである。即ち国家の農村と個別資本に対する「農鉱併進」の認識が、農村に対しては煙害が継続し、住友に対しては賠償金と採鉱量の制限、と

いう問題を存続させたままの妥協解決を強いたのである。

故に問題は住友の除害設備完了まで持ち越され、1891年から始まるこの一連の事件では、1939年まで48年間にわたって運動が継続するのである。この除害設備の完了が第Ⅲ期の、即ち煙害事件そのものの解決となる訳であるが、この間の運動に、第Ⅰ期から闘ってきた新居郡の脱退を見た。この四郡の運動からの新居郡の脱退こそが一連の煙害事件と、住友資本の発展過程の関わりりの深さを示すものである。

即ち、産業資本生成期に於て、土地集積と労働力吸収、そして労務管理としての飯米確保、という三層の循環構造を持つ強蓄積を果たした住友の、その蓄積構造にダイレクトに包摂されていた新居郡は、第Ⅱ期にあたる住友の経営内部改革期に、他の三郡のような地場産業の展開は遂げられず、第Ⅲ期に至って住友諸関連会社の成立・発展に伴い、再び土地集積・労働力吸収が行われる中で、地域農業丸抱えの資本循環に包摂されていくのである²⁹⁾。

換言すれば、第Ⅰ期煙害事件の鎮圧として積極的に行われた住友の被害地村落を中心とした土地集積と労働力吸収が、その後の住友資本の発展における蓄積構造の基盤として位置し、第Ⅱ・第Ⅲ期でその構造がほぼ完成を見るという過程は、後進資本主義国における外貨獲得産業としての性格を持つ産銅業、そこでの技術革新を通じて賃労働支配という、正に日本資本主義の歴史的段階性を物語っているといえよう。

しかし一方で、住友と新居郡との三層循環を含みながらも、別子銅山煙害事件のその反対運動が除害施設の完備まで継続した点は、大きく評価されるべき点であるといえる。

本稿では住友の労働編成の分析、特に鉱山の飯場制度や職階制、それと地域農民との関連、また住友の土地集積が田畑のみならず山林へも及んでいる点から、農村内部の生産力構造の側面はさらに分析が必要であると思われる。住友を柱とした他の煙害事件の歴史的把握と同時に、これら諸点も今後の課題として残される。

摘 要

本稿では別子銅山煙害事件が、住友資本の如何なる蓄積構造の展開過程の下で発現し、それが被害者として反対運動を担う農民の側に如何なる影響を与え、また逆にその運動が住友資本の対応をどう変えていったのか、これら諸点の解明を課題として分析を行った。

その過程を三期に区分して分析した結果、直接的には

銅山内の飯米確保を目的としながら、第Ⅰ期煙害事件の鎮圧を狙って、煙害被害地を中心に積極的に行われた住友資本による土地所有の集積地域農民を実質的にその支配下に包摂していき、鉱山内への労働力吸収と同時に、小作地からは労務管理の役割を持つ飯米が供給されるという、土地集積を通じた人・土地・米の三層循環を持つ、地域に密着した独自の資本蓄積構造を創出した。

かかる蓄積構造が、第Ⅱ期には住友経営内部の改革、第Ⅲ期には住友関連会社の派生という過程をたどる、住友資本の発展の基盤として位置付けられる。

しかし人・土地・米の三層循環とした場合、さらに住友の労働編成の分析、農村の生産力構造の分析が課題として残される。

補 註

- 1) 日本の産銅業の発展に関しては、武田(1987)に詳しい。
- 2) 小坂・日立両銅山の煙害事件に関しては、三浦(1975)、菅井(1978)に詳しい。
- 3) 足尾銅山鉱毒事件の研究は、田中正造研究も含め多くの研究が成されているが、特に公害史全体の中の位置付けとしては、以下の文献が代表として挙げられる。宇井(1971)、都留(1968)、同著(1972)、庄司・宮本(1975)、菅井(1978)。
- 4) ここでの問題構造とは、山田盛太郎が日本資本主義に於ける「原生的段階」の基本形態として、地主的土地所有の形成と農民の土地所有からの分離とを位置付けたその分析に関わる。彼は明治維新以降農地改革に至るまでの地主的土地所有を日本資本主義における問題構造として把握し、その「原生的段階」における典型事例として、島根の田部家を例に挙げ「田部家生産の場合は、鉄山と耕地の二本建てのうち、その初発以来明治期までの長年間の支柱は鉄山であって、その間、耕地はただ飯米供給の場であった……中略……豪族(鉄師)=地主としての田部家の構成は、日本資本主義の原生的性格と地主的土地所有の原生的性格とを、一身に兼ね備えたマンモスの存在であり、しかもフェニックス的存在である」と指摘している(山田, 1984, pp. 97-106)。
- 5) その内容は①坑道の開掘、②道路・鉄道の布設、③製錬施設、④採鉱施設の四項目に分類され、その近代化を提唱している(平塚, 1941, pp. 308-310)。
- 6) 別子銅山の囚人労働は1889年に廃止されている(新居浜市, 1973, p. 43)。
- 7) 維新後の買受米廃止後は、支那米によっても賄われていた(平塚, 1941, p. 288)。
- 8) 愛媛県商工労働部労政課(1958, pp. 71-72)に示される温泉郡の事例農家から算出。
- 9) 四阪島への移転延期に対する早期実現と、煙突工事命令、生鉱の焙焼禁止など(愛媛県経済部農務課, 1937, pp. 8-9)。
- 10) この間の事情は、菅井(1977)に詳しい。
- 11) 虫害、気候、土壌など7項目に亘る詳細な調査結果が記されている(岡田, 1906)。
- 12) 愛媛県経済部農務課(1937, p. 60)より、町村長らがその主な委員であるといえる。
- 13) 東予市中央公民館蔵^c。そこには調査者等の記載はないが、国会でも取り上げられていることからおそらく農商務省の調査、記載によると思われる。
- 14) 東予市中央公民館蔵^c(pp. 33-35)記載による平均相場で算出。
- 15) 製錬所の移転または完全なる除害と、賠償金並びに鉱業法の改正の二項目より成る(一色, 1926, pp. 273-278)。当時の鉱業法には損害賠償の規定がないことから、鉱業法の改正を主張したと思われる。
- 16) 煙害に対して政府の解決方針を正したもの(米丸, 1935, pp. 132-144)。
- 17) 政府が煙害の公益に対する害を認めるかを正したもの(米丸, 1935, pp. 144-152)。
- 18) 政府の如何なる命を受けて伊沢が就任したかの経緯については、木本(1972)に詳しい。
- 19) 愛媛県経済部農務課(1937)では、被害程度の少ない新居・宇摩郡は積極的活動がなく、農商務省の調査により被害地と認定されてから賠償協定に参加したとしている。
- 20) 東予市中央公民館蔵^aに、予算に煙害調査費計上の項が記されている。
- 21) 東予市公民館蔵^c中、地主と小作間の不和の項目を設け、小作料減免をめぐる地主小作間の紛擾を記している。
- 22) 産銅業における飯場制度については武田(1987)、二村(1988)に詳しい。
- 23) 農商務大臣大浦兼武は、現地視察の際「農業は我が国産業中最も主要のものなるを以てこれを保護して農事の改良を行ひ、以て其の産額の増進を図らざるべからず。また鑛業にありても貿易上極めて重要なは勿論、国家経済上に於いて之が発展を期せざるべからず。故に農業鑛業共に之を併行せしめて益々産額の増進を企画することを要す」(一色, 1926, p. 175)と演説している。
- 24) 賠償金の中から県直営の農林業改良事業費と準備金を控除した後、被害により町村に比例分配し、その用途を県が監督するというもの(新居浜市, 1973, p. 193)。
- 25) 越智郡代表石原実太郎が第三回協議会に於て発言している。「若シ鉱主ニシテ我カ東予ニ於ケル農事ノ発達ヲ助ケ之カ進歩ヲ促スノ意アラハ、進ンデ改良奨励費ヲ投セラレムコトヲ切望ス」(東予市中央公民館蔵^b, p. 252)。
- 26) その目的は「会員相互ノ意志疎通ヲ図リ」とされているが、当時頻発した労働争議や労働運動に対する住友の防止策といえる(新居浜市, 1973, pp. 279-280)。
- 27) ほぼ「親友会」の小作人版といえ、「国民道德ヲ実践躬行シ和衷協力シテ部落ノ改善」「風紀ノ改良善行ノ奨励」「貯蓄

- ノ奨励・模範会員及家族ノ表彰・低利資金ノ融通」などが会則に盛り込まれている(愛媛県商工労働部労政課, 1964, pp. 190-191).
- 28) 松本通晴・岩谷三四郎らは、当該期の住友の土地集積は、当地方における中小地主層の没落を媒介としているとしているが、本論文の中でも示したように、住友の被害地買収は明らかに意図的に行われたといえる(松本, 1965, 岩谷, 1960).
- 29) 今日の新居浜農業が、住友関連会社への就業の傍ら、3・4反歩平均の農地しか持たない極零細な兼業農家によってその大部分が維持されていることから、この点に関わっての戦後段階の分析が課題とされる。その場合ここでの住友の資本蓄積構造は、磯辺俊彦が指摘したように「労働力の販売という異常さが資本家による労働者の人格侵害を生み出し、また土地所有者——土地所有者は本来的に封建的であるという意味での土地の独占的所有者——が、その自然力の独占支配のゆえに借地農民の人格略取に踏み込み、そこで借地農民を地力の略奪に向かわせる」という、農業における「労働力の自立」と「合理的農業の形成」を阻む、いわば地域農業解体の構造として捉えられるであろう。こうした視点からの分析を進めるためにも、今後労賃・地代の分析が必要とされる(磯辺, 1985, pp. 42-43).
- ### 引用文献
- 愛媛県経済部農務課(1937): 別子銅山煙害問題ノ経過, 愛媛県経済部農務課, 愛媛.
- 愛媛県商工労働部労政課(1958): 愛媛労働運動史第一巻, 愛媛県商工労働部労政課, 愛媛.
- (1964): 愛媛労働運動史第七巻, 愛媛県商工労働部労政課, 愛媛.
- 愛媛県農会(1904): 愛媛県農事統計概要, 愛媛県農会, 愛媛.
- (1908): 明治四十年愛媛県農事統計概要, 愛媛県農会, 愛媛.
- 平塚正俊(1941): 別子開坑二百五十年史話, 住友本社, 大阪.
- 広瀬幸平(1982): 半世物語(復刻版), 東京.
- 一色耕平(1926): 愛媛県東予煙害史, 周桑煙害調査会, 愛媛.
- 磯辺俊彦(1985): 日本農業の土地問題, 東京大学出版会, 東京.
- 岩谷三四郎(1960): 住友家土地所有の生成過程, 農業経済研究, 31, (4).
- 木本正次(1972): 四阪島(上, 下), 講談社, 東京.
- 松本通晴(1965): 住友鉦工業の発展と村落の社会変動, 人文学, 38 (4).
- 三浦豊彦(1975): 環境破壊の歴史, 労働科学研究所, 神奈川.
- 新居浜市(1973): 新居浜産業経済史, 新居浜市, 愛媛.
- 二村一夫(1988): 足尾暴動の史的分析, 東京大学出版会, 東京.
- 岡田温(1906): 煙害調査書, 東予市中央公民館蔵.
- 清水みゆき(1988): 産業資本主義段階における日本の公害, 農業史研究, (21).
- 菅井益郎(1977): 別子銅山煙害事件, 社会科学研究, 29 (3).
- (1978): 日本資本主義の公害問題, 社会科学研究, 30 (4).
- 鈴木馬左也翁伝記編纂会(1961): 鈴木馬左也, 鈴木馬左也翁伝記編纂会, 愛媛.
- 庄司光・宮本憲一(1975): 日本の公害, 岩波新書 941, 東京.
- 武田晴人(1987): 日本産銅業史, 東京大学出版会, 東京.
- 東予市中央公民館蔵^a: 越智郡煙害調査会々則.
- ^b: 四阪島煙賠償協議会々議録・上巻.
- ^c: 四阪島煙害調査要項.
- 都留重人(1968): 現代資本主義と公害, 岩波書店, 東京.
- (1972): 公害の政治経済学, 岩波書店, 東京.
- 宇井純(1971): 公害原論・II, 亜紀書房, 東京.
- 山田盛太郎(1984): 日本農業生産力構造の構成と段階, 出田盛太郎著作集第四巻, 岩波書店, 東京.
- 米丸忠太郎(1935): 四阪島製錬所煙害問題の経過と煙害地に処する農耕に就いて, 四阪島煙害期成同盟会, 愛媛.